

第 108 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 2 年 9 月 8 日 (火) 14:00～16:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別大会議室
(Web 会議システムを利用)
- 3 出席者
会 長 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
委 員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授
同 浦 尚子 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
同 木幡 美子 (株)フジテレビジョン総務局 CSR 推進部部長
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会 女性クリニック We!TOYAMA 代表
同 中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授
教養教育センター長
同 納米 恵美子 全国女性会館協議会代表理事
同 原 健一 認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・
フェイス支援コーディネーター
同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
DV 対策の今後の方向性について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 DV 対策について検討を進めていく主な論点に対する意見
(阿部委員 御提供資料)
- 資料 2 DV 対策について検討を進めていく主な論点～保護命令制度の改善～
(可児委員 御提供資料)

資料3 加害者対策について－加害者の脱暴力プログラムの開発と制度化について
(中村委員 御提供資料)

資料4 DV対策についての意見
(納米委員 御提供資料)

資料5 DV被害者支援において今後の課題となるもの(例)
(原委員 御提供資料)

参考資料1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年
法律第31号)

参考資料2 専門調査会におけるDV対策に関するこれまでの主な意見

(議事録)

○小西会長 そろそろ時間ですので、ただ今から第108回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、浦委員、可児委員、種部委員、中村委員、原委員がオンラインでの御参加になっております。

本日の議事ですが、「DV対策の今後の方向性について」、阿部委員、可児委員、中村委員、納米委員、原委員にお話を伺うとともに、皆様からも御意見を頂きます。

また、本日は、今井政務官にも御出席いただいております。ありがとうございます。

まず、今井政務官より御挨拶いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○今井内閣府大臣政務官 皆さん、こんにちは。

オンラインの皆さんも、聞こえていますでしょうか。皆様には、日頃より御尽力いただき、本当にありがとうございます。

私は、DVや性暴力などの根絶を最重要課題の一つと考えており、就任以来、配偶者暴力相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの現場を視察し、様々なお話を伺ってまいりました。7月には、DV相談プラスの現場を訪問し、電話相談やSNS相談の対応について視察を行うとともに、新型コロナウイルス感染症に伴うDVへの対応等について意見交換をさせていただきました。

視察を通じて、SNS相談の活用によって、20代、30代の若い層からも御相談が多く寄せられていること、また、精神的暴力に関する相談が多く、深刻なものもあることを伺いました。

より多くの方々が支援につながるよう、多様な相談ツールを活用し、被害者に寄り添った支援の充実を図ってまいりたいと思います。

本日は、来年3月の取りまとめに向け、DVの問題に御知見の深い委員の皆様からお話を

伺います。皆様の豊富な知見もお借りしながら、関係省庁や都道府県とも連携して、相談支援の充実、加害者への対応、児童虐待との連携など、DV対策を一層強化していきたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小西会長 今井政務官、ありがとうございます。

まずは、この度、事務局の異動がありましたので、新任者の皆様より御挨拶いただきたいと思います。

まずは、林局長、お願いいたします。

○林局長 先月、内閣府男女共同参画局長に就任いたしました、林伴子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

先月、就任いたしまして、早速、DVの民間シェルターや、DV相談プラス、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの視察をさせていただきました。現場の方々の生の声をお伺いして、この問題の重要性について改めて認識をした次第でございます。現場の皆様方の様々な御苦勞、被害者の方々に寄り添ってやってこられた支援の内容等々、お伺いすればするほど、改めてその御尽力に頭が下がる思いでございます。また、こうした女性に対する暴力は絶対に許してはならないという決意を私は改めて感じ、微力ではございますが、男女共同参画局長として、できる限りのこと、最大限のことをさせていただきたいと改めて思った次第でございます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性に特に強く影響が現れていると私は考えております。例えば、雇用でも、女性の雇用が特に大幅に失われて影響が強く出ておりますし、また、非正規の方々、サービス業など、急速に需要がなくなっている分野の雇用の方々等々、雇用が失われる、あるいは賃金が下がるといった形で大変厳しい状況になっている方がいらっしゃるということがございます。これに加えて、DVの増加や性暴力被害についての対応をしっかりとしていかなければいけないのではないかとこのことを改めて感じておる次第でございます。コロナ禍で、ここで皆様に御議論いただきます女性に対する暴力はますます重要な課題と考えておりますので、先生方の御指導、御鞭撻をどうぞよろしく願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、由布総務課長、お願いいたします。

○由布総務課長 総務課長を拝命いたしました、由布と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

最後に、田中企画調整官、お願いいたします。

○田中企画調整官 田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

事務局からの資料の確認をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 資料の確認ですけれども、資料1、2、3、4、5と、各委員の御提出資料を配付しております。また、参考資料1としてDV法、参考資料2としてこれまでの専門調査会での御意見をつけております。

不足等がございましたら、事務局までよろしく願いいたします。

以上です。

○小西会長 それでは、議事に入ります。

ここから、5名の委員の方からDV対策の今後の方向性について御意見を伺います。お1人ずつ御説明いただいた後に、御質問を受け付けたいと思います。

まず、阿部委員、御説明をお願いいたします。

○阿部委員 阿部です。

資料1に基づいて、意見を述べさせていただきます。

1点目については、特に精神的な暴力について、このレジュメにもありますように、長い間、暴力、暴言に耐えて我慢を続けた被害者にとっては、家を出て一時保護を求めるというのは一大決心でもあります。そうしますと、特に精神的な暴力が長かった場合には、鬱症状、鬱病、不安神経症、PTSDなどの診断、あるいは、フラッシュバック、過呼吸、動悸、不眠などの症状が続いて、治療が長引く。こういった被害者も少なくないです。診断、症状、病状が明らかな場合には、やはり保護命令の対象とすべきだと思っております。性的な暴力につきましては、今日配られた資料3にもありますけれども、性的暴力はダメージが深く、また、望まぬ妊娠をもたらすなど、身体的暴力と同じように扱うことはできるのではないかと考えております。

2つ目、加害者更生のための指導及び支援の在り方ですけれども、DV法ができて20年、暴力は減っていないのではないかと考えています。警察庁のDV相談件数が8万件を超えて最多を更新、家庭内暴力は深刻な状態が続いているというコメントもありました。また、内閣府の報告書でも、女性の3人に1人が被害経験があり、7人に1人が命の危険を感じたというデータがあります。実際に、1番目の妻がDV被害でシェルターを利用し、離婚はできましたが、数年後に、2番目の妻がシェルターにやってきたこともあり、加害者は野放しの状態になっています。被害者の安全を最優先に、被害者支援の視点で加害者対策を講じなければ、暴力は減ることはないのではないかと。法改正を含めてぜひ有効な施策を講じてもらいたいと考えています。

3点目、DV対応と児童虐待対応との連携ですが、目黒区あるいは野田市の虐待死事件の報道の影響もありまして、当団体では、2019年度のシェルター利用者で、妻にはDV、子供には虐待というケースが、前年度に比べて増加しました。被害者自身が「このままでは私たちが事件のようになってしまうかもしれない」とスタッフに語っております。ぜひ被害者も子供も一緒に守るというメッセージを明確に伝えていただきたい。連携につきましては、カンファレンスで同じように同席しながら被害者の問題を共有していただきたいし、シェルターを出て居所設定先の市区に移った場合にも、女性相談員や生活保護のケースワ

ーカー、児童相談所に確実に移管していただきたい。一部の移管だけで済ませているようなところも散見されています。

4点目、被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携についてとありますが、私どもの団体としては、1点目は、DV委託シェルターとして、女性への暴力等に対する一時保護事業の施設を運営しております。昨年度は、「夫・パートナーからの暴力」、「親・子からの暴力」、「同棲・交際相手からの暴力」が保護をした理由でした。2点目の中期滞在型施設も運営しております。暴力被害や様々な事情から生き場を失った女性が、自立を目標に原則6か月利用できるということで、具体的には、「行き場なし」、「親族の暴力・性虐待」、「夫の暴力・虐待」といったことが保護理由でした。3点目は、一時宿泊型施設で一時保護に至らないものの、保護や支援を必要とする単身女性を対象に、数日間、宿泊場所を提供しています。相談支援を行うことで、次の支援につなぎ、被害者の深刻化・重篤化を防ぐことを目的としています。いわゆるレスパイト、休憩と考えていただいても良いと思います。外出の制限はなく、通勤・通学・通院可であり、携帯電話等は所持したまま利用できるという風に現状のニーズに合わせて努めています。4点目、生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業では、各区の女性相談課担当部署と連携し、相談者のニーズに合わせて、継続した面接相談、法テラス・病院同行、出張相談など通年を通して取り組んでおりますし、2か所の子育て支援拠点に出向いて、出張相談を継続しています。また、若年女性の一人一人に対して継続的に面接相談等を行っています。③と④につきましては、ニーズに対応するための新しい試みで、パイロット事業としても、今、申請をしているということです。ただ、残念なことに、神奈川県内では、利用者の減少と後継者問題で3つの団体がシェルターとして一時保護の受入れをやめてしまったという現実がありました。

5点目、逃げられない／逃げないDV対応について、自治体や企業に対しても協力要請をしたかどうかということです。DV被害者が退職するのではなく、休職あるいは離婚や同棲解消によって一定のめどが立ってから復職できるような協力要請によって、被害者の選択肢を広げることができるのではないかと。実際に、公務員だったケースで、一旦シェルターを利用しながらも、その間は休職扱いにし、離婚のめどが立ってから復職することができたケース、また、デートDVのケースでも、次のページに移りますが、一旦は休職しながらも元の職場に復職できた事例もあります。2点目としまして、土、日、祝日、夜間のDV被害の緊急の場合には警察に助けを求めることになってはいますが、この場合、一時保護を求めないケースもある。なかなか一時保護を決心できない場合があります。警察が当分の間別居して暮らすように助言することで、被害母子が自宅に戻り、加害者である夫が自営業の職場ないしはビジネスホテル等に別居することもありますけれども、法的根拠がないため、数日で夫が自宅に戻ってくるということで、被害者が従来の自宅で暮らし、そこから通勤したり子供も通学できるということができておりません。加害者に別居を強制するような保護命令ということであると、接近禁止の拡大バージョンになるかと思いますが、

その辺もぜひ検討していただきたい。

その他といたしまして、面会交流について、家庭裁判所の事案としては増加傾向にあります。特に、DVの案件では、子供が直接暴力を受けなくても、妻に対する暴力・暴言を見聞きすることで面会交流の被害を受けています。家庭裁判所では、面会交流は直接交流に向けた調整を行うことになってはいますが、面会交流が子の福祉を害する場合には制限しています。例えば、虐待あるいは連れ去りのおそれとか、監護親に対するDVの影響が大きい、あるいは、ルールを守れない場合、子が拒絶している場合とか、監護親が再婚し子と再婚相手が養子縁組をしているといった場合にはかなり配慮しているところですが、監護親のDV被害による精神的なダメージが大きい場合には、面会交流について第三者機関の支援を受けることができますけれども、これは有料です。こういう場合には、例えば、明石市の「面会交流コーディネーター事業」のような、自治体が監護親と子供の面会交流を積極的に支援するとか、費用を法テラスが建て替える等で、負担を軽減することも必要です。加害者プログラムの実施と組み合わせることも子の福祉にかなうことだと思います。

2つ目としましては、困難を抱えた女性の一時保護について自治体による温度差が大きいと思います。家族からの虐待で家を出て居所がない若年女性の場合、スマホ等で泊めてくれる人を求めて発信し、優しくそうな男性宅に泊めてもらい、連日性暴力を受けたという、いわゆるパパ活と言われるようなことが結構多く起きています。そこから逃げ出して助けを求めた自治体でDV以外は駄目と拒否されて、バイトをしながらネットカフェで過ごした等の相談もありました。ぜひこういう色々な問題を抱えた女性たちに必要な支援を送ってほしいと思います。

すみません。早口ですが、以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、阿部委員のこれまでの御説明について、皆様から、御質問、御意見を伺いたいと思います。時間は概ね10分程度を予定しております。いかがでございましょうか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 山田でございます。

質問というよりもコメントのような形とさせていただきます。

女性の立場による格差、暴力によってレバレッジがかかるのかなという感じが、阿部委員の御報告からいたしました。例えば、2ページの下のところ、DV被害者が、公務員だったとか、大手企業に勤めていたとか、安定した収入があって理解があるところに勤めている女性だったら復帰も容易だけれども、理解がなかったり不安定なところに勤めていた場合はどうなのかなと思いました。今度は、逆のケースで、3ページの下、パパ活のところですね。私が離婚の調査をしたときに、若い離婚女性の3分の1は実家の親の元に帰っているという結果を出したことがあります。そうなりますと、普段からもそうでしょうし、暴力があった場合に、実の親を頼れる若い人と頼れなくなってしまっている若い人に格差が分かれています。つまり、被害者の家族的背景や職業的背景がこういうものに影響してい

るのかなという感想を持ちました。

感想でございます。もし何か阿部委員の方でケース等がありましたら、お教えいただければ。

○小西会長 おありになると思うので、阿部委員、お願いします。

○阿部委員 おっしゃるとおりだと思います。

おっしゃっていただいたように、親との関係が悪化している女性ほど、支援を求めにくい・求めない、役所に対して敷居が高いと感じてなかなか必要な支援につながらない傾向があると思います。でも、公務員や大手企業に勤めている方も、全てを投げ打って逃げ出すというだけではなく、何かをキープしながら選択肢を広げていくことも大事なことだと思っています。

○小西会長 ありがとうございます。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 納米です。

2点ございます。

1点目は、転居ケースに関して「確実に移管することが必要」と書かれておりますけれども、この確実に移管するためには、どういうルートを取って、どこが責任を持って、どこがフォーカルポイントとなることが良いとお考えでしょうかというのが1点目です。

2点目は、面会交流について、家庭裁判所が面会交流について配慮をしているということは、全国一律でこのような配慮が行われているのでしょうかという2点でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

どうやってのところは、阿部委員にもし御意見があれば頂きたいと思います。

○阿部委員 移管については、従来は生活保護のケースワーカーによる生活保護の移管が中心だったのですが、このところ、虐待、被害者の女性自身が、これから離婚もあるし、さっきも話題に出ました面会交流の問題でもなかなか1人で決め切れないし、不安感が強いなどということで、女性相談員に移管するという流れになってきておりますが、今回、児童相談所とDVセンターの連携が高らかに語られていることもありますので、両方が連携をしながら責任をきちんと持っていくことが大事だろうと思っています。

面会交流については、全国かどうかは分かりませんが、少なくとも川崎あるいは横浜ではこういう一定の制限をする場合の具体的な事例はこういう風に列挙されています。

○小西会長 ありがとうございます。

おそらく行政でどうかということも御質問の中に入っていたと思いますが、これはまた後ほど担当の方がいらしたときに聞いてみたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

可児委員、どうぞお願いいたします。

○可児委員 質問ではなくて、面会交流のところを補足して説明したほうが良いかと思って手を挙げたところです。

阿部委員が紹介されている、列挙されている事由は、配慮というよりも、むしろ、裁判所が、こういった事情に当たらない限りはとにかく面会をするのだ、直接交流させるのだということで、かなり強硬に進めてきた中でのこういったルール立てで、これは平成24年に東京家裁の裁判官だった細矢さんらが書かれた論文に出てきていたものです。そういった方針で実務が進んできて、それに対して、私たちが、原則実施はおかしいではないか、もう少し子供の福祉を考えて対応しろということをかかなり強く批判してきて、そういった色々な声が上がってくる中で、ここ最近、裁判所の方針が変化してきています。細矢裁判官なども新しい論文の中で元々原則実施にするつもりはなかったのだという形で述べられていたりとか、他の裁判官も論文を書かれたりしていて、原則実施で進めるという方向性自体が崩れてきている。最近では、もう少し子供の福祉に慎重に配慮して、何が何でも面会をするというのではなくてもう少し慎重に子供のためになるかどうかというところを見極めていこうという形に大分変わってきているというのが流れではないかと思います。少なくとも愛知にいる限りはそういった流れを感じるころですし、先ほど言ったような裁判官の論文も色々出ています。裁判所全体として少し行き過ぎたかなというところで方針が変更されてきているのではないかと理解しています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

よろしいですか。他にはいかがでしょうか。可児委員、どうもありがとうございます。

種部委員。

○種部委員 民間シェルターの運営をされている立場のところからの御報告があつて非常に参考になったのですが、厚労省の中でも検討されていたと思うのですが、若い女性だったり、多様なパターンに対応するために、民間シェルターは本当に良い役割を果たしておられます。御報告にあつたように、スマホを持って入れるところ、これは最大のネックになっているわけで、ちょっとファジーに、こういうところで何とか入れていただけるということは、非常に良いことだと思うのです。

ただ、そうなりますと、一時保護委託費がきちんと得られているかどうか。何が言いたいかといいますと、民間シェルターは質が高く、ファジーで、色々なことができて、非常に良いのですが、運営基盤が非常に脆弱で、全国どこでも運営を継続するのが厳しい状況に追い込まれていると思います。

その一つが、一時保護委託で決められていることが守れない。例えば、スマホを持って入って良いとか、地方にありますと車を持っていないと自立支援にならないのですね。そうなりますと、どこまでを一時保護委託としてどこから先を自立支援と切り替えるのかという期間の長さとか、その辺の運用について少し整理をしないと、せっかく自立への道の途中のステップとしてフレキシブルでとても良い形だと思うのに、それが成り立たず、実際、運営上でお困りになっていないかと。先ほどレスパイトのような考え方があるということだったので、このレスパイトについても一時保護委託費は出ないのではな

いかと思ったので、そうなりますと、どうやって運用されているのか。そこを少し整理しないと、出口支援としては問題なのではないかと思うのですが、現状をお知らせいただければありがたいです。

○小西会長 阿部委員、教えていただけますか。

○阿部委員 先ほども報告しましたがけれども、試行的に始めた事業です。内閣府のパイロット事業に申請して、経済的な援助を打診しているところです。

○小西会長 つい最近ということですね。

○阿部委員 はい。

○小西会長 ありがとうございます。様々な御意見を頂きました。

続きまして、可児委員に御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○可児委員 私からは、DV対策について検討を進めていく主な論点のうち、保護命令の部分に限定して御報告させていただきたいと思います。

資料2を御覧ください。

まず、保護命令の現状です。これは、前回の戒能先生の御報告にもありましたし、今日の他の委員の先生方の御報告の中でも触れられていますけれども、保護命令の利用が大きく減少してきています。配偶者暴力相談支援センターへの相談件数とか、警察への相談件数は減っていない。警察への相談に関して言うならば右肩上がりの状態であるにも関わらず、一時保護件数、保護命令の件数のみが大きく減少している。特に保護命令に関して言わせていただきますと、申立件数、発令件数ともに、ピークの時期のほぼ7割弱の利用になっています。申立件数で言うと、3,152件がこれまでに一番多かった2012年の件数ですが、内閣府のウェブサイトに乗っていた直近のデータは、平成30年、2018年になると、2,177件になっています。発令の件数も、これは2014年が一番多く2,528件でしたが、1,700件、67.25%という形になっています。なので、申立件数、発令件数ともにピークの7割を割るような状態です。元々日本での保護命令の件数は諸外国と比較すると1桁少ない。台湾などだと4万件を超えていると聞きますし、イングランドでも2万件を超えているというお話も聞いていますので、それと比べると1桁少ない。元々1桁が少なかった保護命令の利用が更に近年減少してきているというのが実情かと思えます。

保護命令は、DV法の中で初めて設けられた制度で、被害者にとって大きな武器になるはずの制度でしたし、被害者支援に関わる立場からすると、大きく期待した制度だったのですけれども、ここ最近、保護命令が被害者の安全を守る制度としては機能しなくなっている、機能不全になっているというのが実態ではないかと感じています。どういった対策が求められるのか。法改正によって保護命令を被害者が利用しやすい制度に変えていくことが必須だろうと感じています。

そのために、まず、①としては、非身体的な暴力、非身体的なDVの被害者についても、保護命令の利用を可能にすることが必要だろうと感じます。現状は、身体に対する暴力あるいは生命・身体への脅迫がない限りは保護命令の申立権者にはなりません。ただ、非身

体的な暴力によるダメージが身体的な暴力のそれに比べて軽いわけではないというのは、先ほどの阿部委員のお話の中にもありましたし、野田市の児童虐待死亡事例検証報告書にも「心理的DVは身体的DVより軽いものと考えられがちであるが、心理的DVによって支配された母は子どもを守ることができなくなる点で、外から見えやすい身体的DVよりも、子どもにとっての危険度は増大すると考えなければならない」と書かれています。身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を、DV法は1条1項で「暴力」という形で定義しているわけです。ところが、実際の細かな条文を見ていくと、身体的暴力と非身体的暴力を区別しているものは、保護命令のところもそうですし、第3章のところもそうです。ただ、そういった法律の中での暴力の区別が、精神的、非身体的暴力を軽んじることにもつながっているのではないかという問題もあります。したがって、そういった非身体的な暴力の被害を受けた者も保護命令の申立てが可能となるように申立権者を拡大することは必須であろうと思います。これは附則検討条項に入っているところです。これは必須だと思います。ただ、申立権者を、非身体的な暴力、身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者と拡大すれば、それで事足りるのかというと、それだけでは不十分だと考えます。保護命令の発令には、そういった暴力を受けた者であることに加えて、さらに生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことが必要とされています。これはDV法の10条になります。立法者らの解説によると、重大な危害とは何か、それは被害者が殺人とか傷害等の被害を受けるおそれ大きい場合だと説明されています。非身体的暴力の被害を受けた者を保護命令の申立権者にした場合に、重大な危害、殺人や傷害等の被害まで要求するというのは、過大過ぎる要件ではないかと。そこまで要求してしまうと、結局、申立権者をどれだけ拡大しても、裁判所では、重大な危害までではないですよ、重大な危害を受けるおそれ大きいとは言えませんよねということで、保護命令の申立てが却下される可能性が高くなると考えます。したがって、申立権者を拡大するだけでは不十分で、さらに、後半の「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」の部分についても、例えば、「重大な」という文言を削除するとか、何か違った規定ぶりにするとか、そういったことまで検討される必要があるだろうと感じます。そこに「cf. 支援措置」と書きました。これは、住民基本台帳法上の支援措置制度のことですが、支援措置も保護命令と似たような要件で利用できるのです。支援措置に関しては、現状でも非身体的暴力でも利用できます。後段の危害の部分に関しては、生命または身体に危害を受けるおそれがあると、重大ということが書いていなくて、大きいということが落ちています。それで回している部分がありますので、そういった支援措置の規定ぶりなども参考にしながら、保護命令についてもその規定の変更を検討する必要があるだろうと感じます。

2つ目が、保護命令の内容、種類の充実です。現状、保護命令は、大きく言えば、接近禁止命令（6か月）と退去命令しかありません。接近禁止命令の中に、子供への接近を止める命令とか、親族への接近禁止とか、電話等を禁止する命令とかはありますが、それはあくまでも被害者への接近禁止命令に付随する命令であって、独立の命令ではありません。

そもそも暴力を振るわれた被害者の側がなぜ必ず逃げなければならないのかというのは非常に難しい問いですし、ケースによっては、被害者が逃げなくても、加害者をうまくコントロールすることによって安全を確保するという方策も考え得るのではないかと考えています。そういった意味でいうと、例えば、被害者が従前の住居で生活を続けられるような長期の退去命令、今みたいな引っ越しの準備という意味ではなくて、ある程度の期間は、加害者の側がそこから離れて、被害者はもともといたところで生活を続けながらやってくれるような命令も考える必要があるのではないかと考えています。さらに、被害者の置かれた状況は様々で、全ての被害者が逃げるわけではないし、加害者と別居することを望んでいるわけでもありません。中には、何とか家の中で暴力を振るわれなくなることによってまだこの生活を続けられるのではないかと期待する被害者もいます。そういったケースなどで、例えば、暴力禁止命令のようなものが作れないとか、あるいは、刑事事件で有罪判決を受けた加害者に対する長期の保護命令のようなものが作れないだろうか。申立てから保護命令の発令まで、現状でも10日から2週間程度掛かります。非身体的な暴力まで保護命令の対象にするとともに時間が掛かる可能性もありますので、そういった間の暫定的な効力がある保護命令といったものを考える必要があるのではないかと感じています。ただ接近しなければ良い、ただ退去させれば良いというだけではなくて、保護命令は被害者の安全を守るための制度設計としてその求められるものを色々と工夫して設けていくことが必要であると考えます。

3つ目です。ストーカー規制法の改正を踏まえた改正の必要です。DV法は、元々その前年に作られたストーカー規制法をかなり参考にして保護命令の制度を作りました。ストーカー規制法を参考にしてDV法を作って、しばらくはDV法の方が活用されていたのです。特に保護命令の方がストーカー規制法の禁止命令よりも活用されていた。ところが、ストーカー規制法に関しては、その後、何度か改正されて、直近の改正でかなり利用しやすくなった。それに対して、保護命令に関してはあまり最近では改正されていないので使いにくくなったという面があります。ストーカー規制法の直近の改正を踏まえて、保護命令についても改正していく必要があると考えます。一つは、発令期間の問題です。先ほども申し上げましたが、現状の接近禁止命令は期間が6か月です。しかも、保護命令の制度においては、延長はなくて、再度申立てをしないと駄目です。再度の申立てはなかなかハードルが高いのです。保護命令が出ていることによって加害者が近寄ってくるような様子になかったとなると、それによって、今、危険がないではないかということで、再度の申立ては認められないことがほとんどです。なので、再度の申立ては、制度としてはあるものの、ほぼ活用されていないというのが実情だと思います。保護命令はそれなりに労力がかかります。元々は当事者が簡単に申立てをできるように、申立ての定型書式があったりとか、相談員さんたちの支援を受けながら申立てができるようなものとして作られたのですが、結局、相手方、加害者が弁護士を依頼して反論してきたりなどすると、どうしても、申立

人の側、被害者の側も弁護士をつけて対応していかざるを得なくなって、そのやり取りだけですごく労力を取られます。そこまでの労力をかけて、費用をかけて、得られる結果とは何かといったら6か月近寄るなどというだけのことなのですね。離婚の手續だと、調停の申立てをして2回か3回をやると6か月です。6か月以内に紛争が解決するケースなどほんのごくわずか。あっという間に経ってしまいます。それだけの期間ただ近寄って来ないというだけのためにそこまでの労力をかけるというのは、被害者にとってはとても大変なことです。ストーカー規制法はどうなっているのかということを見ていくと、ストーカー規制法の禁止命令は期間が1年なのですね。元々保護命令よりも長い上に、しかも1年ごとに聴聞の手續を経て更新が可能という建付けになっています。保護命令は司法手續ですから、裁判所を通じて発令に対してより慎重な判断がなされます。他方、ストーカー規制法は警察限りの手續ですので、どう考えても保護命令の方が慎重な判断がなされている。なのに、保護命令の方が期間も短いし、それを伸ばしていくための要件も厳しい。保護命令の効力期間をストーカー規制法の禁止命令よりも短くする合理的理由も、延長を厳格に制限する合理的理由もないので、保護命令についても禁止命令と合わせて期間を1年として、再度の申立てではなくて延長を可能とするような制度に変える必要があると考えます。最後です。違反に対する罰則の問題です。DV法の制定当時、保護命令違反については、ストーカー規制法の禁止命令違反の罰則を勘案して、それと同じ1年以下の懲役または100万円以下の罰金という形になりました。これは先ほどの立法者たちの解説本にそのように説明がされています。ところが、ストーカー規制法の禁止命令の罰則は、2017年改正によって2年以下の懲役または200万円以下の罰金と引き上げられています。ところが、保護命令に関しては何の改正もなされていません。先ほども言いましたが、保護命令の方がより慎重な判断がされています。そういった裁判所の命令である保護命令の違反を、行政命令である禁止命令違反に比べて軽く扱う理由もまた見出せません。立法時の議論からしても、禁止命令違反の罰則と合わせて保護命令違反の罰則についても2年以下の懲役または200万円以下の罰金という形で改正すべきと考えています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、また皆様から御質問や御意見を伺いたいのですが、今、御説明で少し時間が押しましたので、概ね数分程度で御意見や御質問を頂ければと思います。申し訳ございません。

井田委員、どうぞ。

○井田委員 私は、刑法が専門で、しかも刑法の中でも理論と歴史と比較法をやっております。DVの問題については特別の知見があるわけではないのですが、可児先生のお話を伺っていてそのとおりと感じたところがありましたので、意見というより、感じたことを申し上げたいと思います。

DV防止法も、ストーカー行為等規制法も、実際の適用範囲は重なるところがあります。

被害者側から見れば、これらの法律により両方から保護してもらえる場合もあり、場面に応じて使い分けも可能になっています。それにもかかわらず、相互に整合性がないところがかかりあります。元々両方とも議員立法であったのが、今は所管の省庁が違うというのもその一因です。ストーカー行為等規制法は警察庁の所管法令となっていますが、警察庁は立法に関しても機動力のあるところなので、制定後の法改正によっても、可児先生がおっしゃったように、差ないしずれ、不整合が生じてきている感じがいたします。

可児先生が御指摘のように、保護命令は減少傾向にあるのに対して、ストーカー行為等規制法の禁止命令は年々かなり大幅な増加傾向にあります。ストーカー行為等規制法では、禁止命令は公安委員会が出すことになっていますが、裁判所ではなく公安委員会に任せたことの背景には、事柄が比較的その利益状況において単純だからということがあったと思います。これに対して、DVの方は、夫婦間等の問題ということもあり、より複雑な衡量を要するというところもあり裁判所に任せることになったのだと思います。いずれにしても、判断主体が違うということから、公安委員会の方が迅速な対応ができて、裁判所が少し使い勝手が悪くなっているということかもしれません。これは実態をきちんと調べることが必要だと思います。対象者側の権利保護という観点からすれば裁判所が良いということになるのかもしれませんが、より機動的・効率的な被害者の保護を考えるべきだとすれば、制度をより整合的なものとするのも検討して良いのかもしれない。

いずれにしても、同じ被害者が2つの法律の両方により保護を受けることがありうるのにもかかわらず、相当に齟齬や不整合があるというのはよろしくないという感じがいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

可児委員、何かコメントあるいは御意見がございましたら。

○可児委員 特にございませぬ。井田先生の意見をなるほどなと思って聞いていたところでは、確かに、ストーカー規制法に関しては禁止命令がどんどん増えていっている中で、保護命令だけが減っていっているのは非常に問題だし、その齟齬を埋める必要があると私も思います。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、中村委員に御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○中村委員 中村ですが、聞こえていますでしょうか。お願いします。

私は、加害者対策のことに絞って話をしますが、話としてはとても膨大な背景があることなので、短い時間で悩ましいのですが、よろしく願いいたします。

加害者対策は待ったなしだと思っています。諸外国の実践も研究も沢山あるので、そういうものを調査しながらここまで来ましたが、加害者対策の現状を簡単にお話しします。まず、何をもち加害とするかが重要です。加害者対策は暴力の定義に依拠します。本委員会での議論では、心理的暴力、精神的暴力などに広げようという議論があるわけで

すけれども、どういう風に言葉を使うかというのは色々な言葉遣いがある、最近「IPV」という言い方をする研究者や政策制度設計者も多いわけですね。ファミリーバイオレンスやドメスティックバイオレンスという言い方ももちろん流通しています。前回の戒能先生のお話からいうと、イスタンブール条約などを紹介されたので、ジェンダーバイオレンスという言い方がかなりそこでは強調されています。あるいは、もう少しフェミニズムなどを前提にしますと、バイオレンス・アゲインスト・ウィメンという形で分かりやすく端的に表現するというので、日本のDV防止法は配偶者という言い方をしていますが、前文や立法者の趣旨などを勘案しますと、女性に対する暴力ということが良いかと思いますが、それらをここで議論するというよりも、そういうことを踏まえての最近の動向です。イギリスでSerious Crime Actが改正されて、そこではドメスティックアブ्यूズという言い方をしているのですけれども、「controlling or coercive behaviour in an intimate or family relationship」という言い方で、強制的にコントロールをするという言い方で色々な議論が追加されて、どちらかというと、日本のストーカーの定義なども重なってくるかと思います。例えば、友人や家族から孤立させる、デジタルツールを用いて監視する、日常生活を統制する、おまえは価値のないやつだと繰り返して言う、辱める行為あるいは相手に自己非難を強いる、私は何て酷い人間だろうという形で第三者に自己非難を強いるという形とか、プライバシーを明かすと脅すなどがそこで例示されています。心理的というだけではなく行動のコントロールを大変含んでいますので、心理的・精神的と身体的という分け方ではなくて、こんな形で、コアーシブコントロールという言い方で包括的に置いて、そっちの方が親密な関係の中の暴力では大変深刻なのではないかということでテーマが出てきています。これを支えたのが、社会学の研究者、ソーシャルワークの研究者なのですが、エヴァン・スタークさんという人がかなり大部の本を書きまして、2007年にそこに紹介した本を書いて、かなり影響力を与えてきました。このイギリスなどの法改正などもここに依拠している可能性が高いと思っています。このコアーシブコントロールという言い方で、パーソナルライフ、日常生活それ自身が大変脅かされていく様相を法的に捉えたらどうなるかということで、研究レベルでの話はもっと大きいのですね。

諸外国では、30年ぐらい色々な加害者プログラムに取り組まれていますので、相当な研究があります。当然そこで加害者が捕捉されてきますので、制度がありますので、その心理学的・福祉的・社会学的研究がかなり重なっていて、学会などでもセッションが持たれるぐらいになっています。そこで加害者プログラムが有効かどうかなどという議論はせずに、加害者にも色々あるということで、30年ぐらい前には様々なプログラムを作っていくこと自身が議論になっていたわけですが、最近では、ワン・サイズ・フィッツ・オールという形で、1つのプログラムで色々なタイプの加害者に、つまり、万能薬があるわけではないので、そのバタラーのタイポロジーをきちんとしましょうということで研究がかなり進んできています。これは色々な言い方があるのでここに紹介したものだけでは足りないわけですが、家族のみに向かう、感情障害など、暴力性が高い人たちが

いるので、当面、この家族のみの人たちに対しては、色々なアプローチが可能なので、ワン・サイズ・フィッツ・オールではなくて、独特のプログラムを作ってやりましょうとか、色々な形で類型論の研究が進んできていますということが、一つ背景で紹介したいことです。

それを可能にするのはリスクアセスメントなのですね。リスクアセスメントで、内閣府のもとに調査チームが幾つかできていまして、一昨年、リスクアセスメントのチームがあったし、去年は加害者プログラムをどうしようかというチームがあって、今年も動いています。そこら辺の成果は既にまとまっていますので、そこでも挙げられているリスクアセスメントを幾つか紹介します。あまり細部を紹介するのが難しいのですが、直訳的でこなれていないので、日本語訳の問題は捨象してください。そんな形で、例えば、よく使われるSARAという指標があって、公表されているものだけで項目を挙げると、そこに書いたようなことですね。過去にどんなことがあったのかという履歴の話と、直近、現在の夫婦や家族の中で何があったのか、薬物乱用の話とか、精神的な障害の話、パーソナリティー障害の話、ずっと幾つか評価をしていきながら、アセスメントをして、点数をつけて、プログラムに乗っけるということになっていきます。それで先ほどのバタラーの類型論（タイポロジー）ということと話がつながっていくことになります。オンタリオのところで使われているODARAというものがあるのですけれども、こんな形で評価軸が入ってきて、点数をつけて、危険度を評価することになっています。虐待者の神経生理学的特徴、もう少し生理学的な病理性判定をするものもありますということですね。危険性アセスメントという、端的な、どちらかという刑事事件的な行為がどう評価されるかということを書いたものがあります。これらを基に沢山のプログラムが諸外国で作られていて、DV裁判所などが特別裁判所として機能しているところは、そこと連動して、裁判所命令の中に保護命令に加えてプログラムへの参加命令が機能していることになります。効果研究なども、先ほどのバタラータイポロジーと併せて、タイポロジーごとにどのような効果があり得るかということになるわけですね。ただ、ここら辺については、当該社会の家族の制度と不可分に関わってきますので、例えば、それで離婚と連動していったりすると、その時のパートナーとは別れていく場合もありますので、その後をどう捕捉するかとか、虐待との関係をどう見るかとか、色々なテーマが出てきますので、なかなか一つを切り離してというのは難しいのですが、そういう形でDV問題として筋を通していくと、タイポロジー論と関係してくることになります。

私はある少年刑務所で10年ほど性犯の再犯防止教育のスーパーバイズをしていたことがあって、これも全貌は紹介できないわけですが、リスクアセスメント表がありまして、そこに列記したような性犯罪者の経歴からプロフィール化をしていきます。結構な項目で評価をして、低密度・中密度・高密度と、プログラムの時間的な軸の長さだけではなくて、何をすべきかというコンテンツ上の構成に影響を与えてくるわけですが、このリスク度を評価して低密度・中密度・高密度に分けて、矯正施設の中ですが、処

遇をしていくこととなります。ところが、これもワン・サイズ・フィッツ・オールなので、様々なタイプの性犯罪者をこのリスクアセスメントだけで見ていって分けていくので、実に色々なタイプの性犯罪者を矯正施設の中でプログラム化していくことにスーパーバイズをしながら限界を感じていたのですが、当然今までにない取組でしたので、修了者が出所後に再犯をしていないかどうかの研究も蓄積があって、効果はあるという形で、データとしては法務省から出されています。子供虐待との関係も大変大事で、子供虐待の場合は、今度は児童福祉行政の中になります。児童福祉行政の中で使われているものとして、私は大阪で虐待する親たちと面談をしているのですが、大阪の児童相談所が使っているCBCLをそこに紹介してあります。これはかなり総合的な項目があって、これは、親のアセスメントというよりも、子供の現状から親の行動を推測していくということで、かなり精緻に使われています。113項目をそこの表にあるような形で整理をしていくわけですが、下位カテゴリー的にまとめますと、左のひきこもりから右の攻撃的行動へと色々子供に影響を与えると。これは面前DVや心理的暴力も含めることとなります。ですので、子供の発達のテーマを見ていくと、内側に向かう内向的なリスクと、今度は虐待された子供たちが虐待者になっていくおそれを外交尺度という形で、中範囲で更に括りながら、子供たちのケアをするということに使っていきます。それと、親たちが話をしていることですね。親たちの話は、当然過小評価が起きますので、この現実と合わなくなってきます。合わなくなってくること自身が現状を認識していない親たちということなので、介入の対象になっていきます。それは認知の格差ですよ。さらに、大きな問題は、虐待親として私の目の前に現れる親たちも、子供のときはこうだったということなので。それが、現在の攻撃的行動、まさに自らの虐待として出ているという悪循環が起きますので、面前DVや心理的暴力の影響はこういう形で既に現れてきているわけですね。ここは、厚生労働省のベースであるわけですが、リスクアセスメントツールがかなり公表されていまして、リスクアセスメントツールをそこに書いたようなものとして虐待対応で使っていくこととなりますけれども、これはDVとのリンクをどうするかというこの調査会やこの間の政策動向のテーマにかなり合致する話です。虐待対応とDVをどう重ねるかという意味でのリスクアセスメントが要るということは、家族アセスメントになるということなので。ですから、個人をアセスメントするだけではなく、家族アセスメントをきちんとするという別のテーマが出てきます。

もう一つは、男の暴力であることをどうするかというのが私の関心で、男親塾というグループワークを大阪の児童相談所と連携してやっています。ほとんど全てと言って良いぐらいにDV加害者は男です。刑事事件になっている人たちもいます。これは傷害等です。さらに、もう一つ大きな固まりとして、離婚が進んでいる人たちがいます。そうすると、離婚というプロセスの中に、このプログラムへの参加をどうするかというのは結構有効なわけです。先ほどの可児弁護士さんの話とも重なりますが、刑事事件を念頭においた加害男性と、面会交流とか、児童福祉行政が、原則面会交流でなくてもいいと思うのですが、家

族とのやり直しに結構動機づけができる人たちがいて、先ほどのバタラータイポロジーでいうと、家族のみに暴力が向かう人たちは結構そこに関心が向かうのですね。児童福祉行政の中で、あるいは、裁判所の離婚プロセスとの関わりの中で、別居を指示される場合があるのですね。これは結構有効な場合があるのです。別居をしながら、事実上、家族と離れて、どこに別居をするかということ、男の実家に帰りなさいということなのですけれども、実家の活用とかですね。

○小西会長 中村先生、申し訳ないのですけれども、あと1分ぐらいで。すみません。

○中村委員 分かりました。ごめんなさい。

そんなことも含めて、児童福祉行政や民事の離婚との関係でもリンクがかなりできるかと思っています。ここは、私のやや臨床的な個別相談から引用しているところです。男性研究という視点が要るということです。メタ研究も紹介してあります。どういう男性が不安定になって暴力を振るいやすいかということで既にデータが出ていますので、その紹介をしてあります。

6番目、加害者プログラムに必要な視点として、可能性のある人たちに向けて、脱暴力の仕掛けをうまくしていくことについて、幾つか、どんな観点があり得るかということと並べてあります。さらに、日本でプログラムをつくっていく際には、家族の位置づけ問題が大変大きい。家族的存在が大きい社会ですので、韓国と台湾のプログラムを見たときにもかなりそれは感じたので、個人主義の国々の暴力プログラムとは少し違う様相が必要かと思っています。

最後は、加害者対策に向けて、保護命令にプラスして、さらに男性相談の網を広くかけて、プログラム内容を精緻化しながら、当面、できる人たちに、脱暴力に向かう可能性のある人たちに対して、体制を取ってやるべきではないかという提案をしていますので、その紹介でした。

すみません。長くなりました。以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

大変興味深い御発表でございました。御質問もあるかと思いますが、時間の関係で、続きまして、納米委員、原委員に御説明いただき、もし御意見がある方は後でまた言っていただければと思います。よろしく申し上げます。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 納米です。

私からは、今後のDV対策について、2つの点に分けて意見を申し上げたいと思います。

内閣府から、①～⑥、通報・保護命令の申立てが可能になる被害者の範囲の拡大についてどう考えるか等々、この6項目についてどう考えるかということで事前に御連絡を頂きました。この6項目について、まず、Ⅰは直近の課題、Ⅱは中長期的な課題に分けてお話ししたいと思います。

直近の課題について、①、②、③については、2月の専門調査会の際に既に意見として

提出させていただいたことが基本です。それに加えて、今日は幾つか付け加えて申し上げたいと思います。

まず、通報及び保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大は、附帯の検討条項になっている事項だと思いますが、これは、2月14日に既に申し上げているとおり、拡大すべきであると思います。また、保護命令の発令がなぜ減っているのかという分析をした方が良いということについても、既に申し上げたとおりです。DVの中核は、本日のこれまでの発表者のコメントにもありましたとおり、支配とコントロールにあります。このことは、目黒区の虐待死事件の母親の手記を読めば、その様態がすごく如実に書かれておりますので、分かると思うのです。『結愛へ』という本ですね。読んでいて本当に怖くなる、涙なしには読めない本ですけれども、それを読めば、精神的な暴力のみであっても、それがいかに深刻かということはよく分かります。保護命令に含める場合に問題になるのがどうやって証明するかということなのですけれども、それについては、ここに書いたような、日記、録音、受診の診断書、支援団体への相談記録などが証拠となるのではないかと。法律の専門家ではありませんので分かりませんが、いかがでしょうか。

②が、加害者更生についてです。これも附帯条項になっています。これについては、中村先生からの言及もありましたとおり、また、令和元年度に出ている報告書にも記してあるとおりです。そこには、まず、1次予防として、そもそもDVの発生を防ぐという意味で、予防啓発教育が大切です。また、2次予防というのは、暴力がより深刻にならないようにという意味での予防です。2次予防として、これについては中村先生から詳しく御教示いただいたとおりですけれども、リスクアセスメントに基づく加害者対応が必要であると思います。それをやるには、日本で使えるリスクアセスメントツールを開発して、それが本当にリスクを予測できるかどうかということについての妥当性の検証が必要となってきます。また、情報共有制度については、虐待については要対協が機能できると思いますけれども、子供がいない場合などについてはどうやって関係機関が情報共有をするのかということについての制度整備が必要です。リスクの度合いに応じた振り分けは、中村先生がおっしゃったとおりです。今年度も事業が実施されていると聞いておりますので、その結果の検証がされていくと思われれます。ただ、加害者対応については、人材の育成と実施体制をどうしていくかということが直面している一番大きな課題ではないかと思います。被害者支援については、民間団体が動いていますし、また、全国に配偶者暴力相談支援センターが整備されています。施設内の処遇については刑事司法での対応がなされると思いますけれども、地域内でのプログラムを実施していくときに、どこがどのようにやっていくのか、それを誰が担うのかといったことが大きな課題だと思います。

③がDV対応と虐待の連携についてです。これについては、内閣府、厚生労働省がそれぞれ別個に調査をされましたが、この2つの調査に関わらせていただきました。また、厚生労働省がされている虐待による死亡事例等の検証についても関わらせていただいております。この3つに関わってみると、DVと虐待の対応で現状がどうなっていて課題が何なの

かということがかなり立体的に浮かび上がります。ですので、この3つを読み合わせる
ことがよいと思います。それに関わってみて、現在は、定式化されたフローがない中で、現
場では様々な工夫で支援が行われています。最近では、婦人相談所に虐待の連携のコーデ
ィネーターを配置するというのがなされようとしていますけれども、始まったばかりだ
と思うのですね。でも、現場では、例えば、両者が同席して面接するとか、介入のタイミ
ングを見計らうとか、色々なことが行われていることが把握されています。家族全体を視
野に入れたアセスメント支援は、中村先生がおっしゃったとおりです。また、虐待との連
携では要対協が鍵になると思います。要対協の中では情報共有がフリーになっておりま
すので。しかし、DV対応側からは、人員体制面から個別のケース会議にまで全部参加でき
るかどうかという課題が出てくると思います。また、要対協についても、非常にケース数
が多くてオーバーフローしているのではないかとこともありまして、ここについても考
えた方がよいのではないかと思います。また、母子保健については、母子保健法に基づい
て行われていると思うのですけれども、ここにジェンダーの視点を入れることが必要だ
と思います。保健師の方は非常に優秀な方が多いのですけれども、これは私の実体験でも
あるのですが、保健所に乳幼児健診に行きますと、名前では呼びかけられず「お母さん」と
呼びかけられるのですね。「お母さん」である前に一人の名前を持つ女性であるというこ
とで、そこら辺からジェンダーの視点をきちんと踏まえていただけないかと思ひます。
また、特定妊婦という形で把握されるようになっていきますけれども、あくまで把握され
るのは妊娠してからなのです。妊娠する前からアウトリーチをしていく視点が必要だと思
います。

以上が、直近の問題です。

中長期的な課題は、附則の検討条項以外に、法改正とか、法の運用の改善が必要と考
えた部分です。

④が民間シェルターとの連携、⑤が逃げられない／逃げないDVについての対応というこ
とでお題を頂きました。ここについては、保護なのか避難なのかということをお考えの方
が良いと思います。これは戒能先生のプレゼンテーションにもございましたとおり、被害当
事者の権利保障の観点の必要性ということです。被害者自身がその場を離れるか留まるか
を選択できる制度設計が必要なのだと思います。つまり、保護するのではなく、被害者自
身が避難するのかわからないのか選択するということになってくると思います。それを選
択できるようにするためにはどのような制度設計と運用が必要なかと問いが立てられる
と思ひまして、その一つとしては、加害者を退去させることをデフォルト化すること
です。これは、保護命令について可児先生などがおっしゃったとおりだと思ひます。次
に、加害者の再教育のプログラムにどのように加害者を参加させるかという制度設計に
ついては、中村先生も言及されています。民間における新たな支援モデルをつくって
いくことによって、被害者が加害者と離別することを前提としないと公的な支援を受
けられないといった現状がありますので、それを変えていく可能性があるのではない
かと思ひます。

その他としては、性的DVへの対応です。中絶に配偶者の同意が必要であること、配偶者間では、性犯罪の訴追が、できないわけではないけれども、そんなに活発に行われてはいないのではないかということですね。また、墮胎罪が今もってあることはいかかなものかと思います。最後に、研究分野ともっと連携を強化した方が良いと思います。この専門調査会は、会議体で、研究機関ではありません。もちろんそれぞれ非常に専門性の深い委員の方が研究もなさっている立場で関わっていらっしゃるけれども、将来的には、専門知を公共政策としてDV対策に生かしていくような恒久的な仕組みを検討してもいいのではないかと思います。オーストラリアへの調査に行かせていただいて、オーストラリアではANROWSという政府系の研究機関があって、研究を自らもやるほか、研究助成もやっている。いわば女性に対する暴力分野の科研費みたいな研究費を持っているということです。ここで特に力を入れているのは、「KTE」とか「KT」とかと呼ばれていたのですけれども、Knowledge transfer and exchangeとか、Knowledge translationということで、ポリシーメーカーと現場の人に向けて、研究の成果を分かりやすい言葉でもって伝えていく、発信していくということが行われていました。このようなことも将来的にはやったら良いのではないかと考えます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

引き続き、原委員にお話を伺いまして、後ろ3人の方への御質問をまとめてまた頂きたいと思います。

最後に、原委員、御説明をお願いいたします。

○原委員 私から、DV被害者支援において、今後の課題となるものを例として挙げています。例としてというのは、課題山積の中で、あえて4点挙げさせてもらいましたと。まず、配偶者暴力相談支援センターの在り方の見直し、養育費不払いについて、困難を感じる面会交流、予防教育の在り方の4点で話をしたいと思います。

次のスライドをお願いします。配偶者暴力相談支援センターの在り方の見直しなのですが、これまでDV被害者の支援で配偶者暴力相談支援センターでは他の色々な相談も受けていると思います。その中でもDV被害者支援を中心に相談を受けてきたのですが、特にDV防止法ができた辺りもそうだったのですが、被害者のプライバシーを重視するあまり、関係機関との連携、情報共有が必ずしも進んできませんでした。その整理がまだ行われていないものが引きずられているような気がします。どういう機関と連携すればいいかという基本的な連携体制はできていても、その地域に合うもので先進的な取組はなかなか進んできませんでした。行政職員が主体でこの担当を担い、政策評価を行うときに、前年度事業を踏襲することはあっても、先進的な取組は担当者の負担も大きく、また、行政職員は異動もありますので、持続的で、また、スピード感を持ったそういう取組をすることは、このDVの分野の現場では難しかったと感じています。一番問題だと思っているのは、県内の男女共同参画センターや婦人相談所同士の関係性が必ずしも良好に進まない背景が多々あっ

たのではないかと考えています。例えば、根拠法の違い、一時保護についての考え方の違いですね。例えば、男女共同参画センターに配偶者暴力相談支援センターが一時保護を依頼しても、うちはホテルではないんだみたいな感じで断られたりであるとか、また、一時保護後のブラックボックス化というか、一時保護が行われると情報がフィードバックをされてこないのも、一時保護後の支援、出口支援も上手くいかなかったと思います。また、支援会議なども参加することは少ないように聞いています。そういう意味で、市町村でケースを扱う場合は、広域連携であっても、都道府県間よりは市町村内ではスムーズに内部では行われることが多いので、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進は、今後、私はとても重要ではないかと思えますし、逃げられない／逃げないDV被害者の支援においては、この市町村内での対策が重要になると思います。また、国は児童相談所との連携を法律に明記していますが、これまでケース会議にすら呼ばれることは少ないと聞いていて、どちらかといえば、あまり意味をなさないような代表者会議の参加をしてきていて、ケース会議で、DV、配暴分野と児童の人たちとがきちんと連携していくことが今後は必要になります。あとは、相談員の待遇改善ですね。ここにはできれば身分保障も含めてほしいと思います。コーディネーターと名前がついていたとしても、そういう身分保障がなければ何の力も発揮できませんし、例えば、何年後かに雇い止めに遭うような制度の中にいる人が力を発揮できるかという、それは難しいと思います。また、若い人たちにこの分野に仕事として入ってもらうためにも、身分保障や何らかの有資格化は必要だと思います。男女共同参画センターの運営母体の違いでも、例えば、非常勤職員という身分で相談員さんがいる場合、これは身分の硬直化が起きやすいのですね。それは、すなわち、人件費のアップにつながるからです。ここは、思い切って相談員のプロ化、資格化を目指すべきではないかと思っています。

次のスライドをお願いします。また、情報共有と守秘義務の関係ですね。この整理、特に児童相談所との整理が必要となります。例えば、男女共同参画センターを運営する団体が配偶者暴力相談支援センターを担うような場合、守秘義務が公務員とは規定が違いますので、そこから情報共有がつかずいてしまうなどということもあるのですね。そういう整理も必要でしょう。また、配偶者暴力相談支援センターは、相談室内の相談をさばくことは上手くても、あまり外に出ないので、居住支援と就業支援はあまり得意ではないのですね。これに取り組む必要があると思います。同行支援については、行われているところも多いと思いますが、関係機関と、例えば、先ほど言った居住支援と就業支援は、他の機関と一緒に動き回って被害者に寄り添う伴走型支援という、同行支援よりも一歩進んだものが今後は求められるのではないかと思います。被害の実態を明確にする必要もあると思いますが、例えば、全国統一の相談受付シートや入力フォーマットを開発するとか、これは主訴の取り方を共通化するだけでも被害の実態が見えやすいですし、また、スーパービジョンを受ける機会が相談員はとても少ないです。これも改善していく必要があります。性暴力救援センターとの連携なのですが、例えば、犯罪被害者支援センターが性犯罪・性暴

力被害者のためのワンストップ支援センターになっている場合、DV相談とつながりにくい側面があるのではないかと考えております。まず、病院拠点型に変わっていくことと男女共同参画センターとの連携は必須だと思います。また、子供に対する性暴力の支援の充実として、司法や捜査関係者の研修を十分に行うことや、法律改正に対する期待ですね。また、第一発見者になりやすい教職員に対する研修が必要になると思います。

次、お願いします。②養育費不払いへの支援ですが、養育費相談センターの開設やこれから離婚を考える当事者への介入は、離婚届を取りに来た時点から始めることができると思います。生活自立支援センターで家計見直し相談をやっているのですが、離婚後の生活の見通しとお金の見える化はとても重要だと思いますので、このときに加害者としてのプログラム参加のチャンスはないだろうかと思っています。ひとり親家庭への手当の増額ですね。今の費用ではとてもひとり親家庭の支援はできないと思います。こういう公的支援が充実しなければ、逃げる、逃げない、どのようにするかという自己決定すらできませんので、こういう取組が必要だと思います。

次、お願いします。困難を感じる面会交流への支援ですが、DVケースの面会交流について、面会交流支援センターのようなものの設置を今後検討する必要があると思います。共同親権の議論がもし進むのであれば、DVケースの対応について、これは最重要検討課題としてほしいと思います。また、このときに加害者プログラムに参加する可能性についても検討できるのではないかと考えています。

次、お願いします。予防教育の在り方について、今後、映像教材を用いた予防教育の提案が出てくるかと思っています。これはコロナ禍であるというのもありますし、高校生のスマホの所持率は約100%近くで、確か97%ぐらいはスマートフォンを持っていますので、そのときに情報を伝えるということですね。実はアメリカで2010年頃から科学や数学などにおいてインターネットを利用したWEB教育は効果があることが示されていますし、性感染症予防教育なども効果を示されているのですが、今のところ、暴力予防教育にWEBでの学習の効果があることを示したものはあまりなくて、私が福岡の九州国際看護大学と一緒に共同研究をしてきた永松先生がアメリカで論文を発表されていますが、中学生に対するものだけでまだエビデンスの積み重ねがありません。そういうものに対する今後の取組と、次に性に関するヘルスリテラシーについて少し述べますが、現在、日本においても、生涯を通して生活を維持・向上させることができる力としてヘルスリテラシーが注目されています。ヘルスリテラシーとは、健康情報を集め、判断し、実行し、それを評価し、修正して、また実行し続けていく基本的な健康力です。生活習慣病をより健康的なものに変え、疾病も不調も少なくし、快適な人生を送るためのスキルであります。近年では、性行動が始まる10代の若者に性に関するヘルスリテラシーが必要であると対馬ルリ子先生が提唱されています。今後、インターネットを利用したeラーニングで国内外の若者は情報を得る機会が必要ではないかと考えています。また、性教育の在り方についても、国の第5次計画にも出てきてはいますが、よりきめ細かな対応とか、発達特性に合わせてとか、そういう色々

な事情を抱えている子供に対する予防教育も含めて、今後、検討していく必要があると思っています。

私からは、以上です。

○小西会長 ありがとうございます。時間厳守で大変ありがたく思っております。

ここから後で、大体4時までですが、質疑、意見の後半の3人の方のものができていせんので、その聴取と、それから、皆様の御意見交換を行いたいと思います。

最初に、中村委員、納米委員、原委員の御説明について、質疑、意見等がございましたら、まずはお願いできますでしょうか。なかなか簡単には分かれなないかもしれませんけれども、取りあえず、まずそれで何かあれば頂きたいと思います。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 中村先生に質問をしたいと思います。

お三方、発表をありがとうございました。勉強になりました。

中村先生には、加害者には一つのアプローチでは駄目だというのは分かるのですけれども、そこに格差を入れると、加害者男性にもやはり格差があると思うのですね。つまり、社会的地位がある男性、今の言葉で言えば意識高い系というのでしょうか、意識高い系の加害者に対しては、自発的に行ったりとか、そういうアプローチで良いと思うのですけれども、あまり意識が高くない加害者、社会的地位がなかったり、無職であったり、人生にやけになってしまっているような男性もいると思うのですけれども、そういう人たちへのアプローチは何か考えられるのでしょうかというのが質問でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

中村委員、いかがでしょうか。

○中村委員 マイクの音にウェーブがかかっている正確には聞き取れなかったのですが、大体推測します。

なかなか統計的には難しいのですが、意識高い系というのをあえて表現すると、どちらかという、動機付けはやりやすいのですが、狡猾さというのが出てくるのですね。その狡猾さということ考えると、セルフコントロール力があるとも見えて、こちらをコントロールしようとする、巻き込みとか、歪んだ理解とか、色々なものが起こるので、動機付けはなかなか難しいところなのです。ですから、そこをちゃんと聞き取りながら、読み解きながら、人に合った対応をすることになるかと思っています。

主導的にはDVで、離婚が進んでいく人たちはそこには多いです。そうすると、面会交流をさせろということになっていくので、面会交流をどう組み立てるかということが、他の委員の皆さんから出ていたようなことでセットとしていかないと、妻との関係よりも子供との関係を重視していこうとするタイプが結構私のところに入ってきますので、意識高い系の多様な辺りをどうするかということがもう一つのテーマになっています。

もう一つ、格差ということで貴重な御指摘だったのですが、虐待と重なってくると、生活保護とか、お子さんに何らかの障害があったりとか、色々なテーマがそこに巻き込まれ

てくるのですね。ですので、虐待と重ねた場合は、野田の事件もそんな感じはするのですが、父親の生活の不安定さみたいなものが見えてきているので、そこへのやや福祉的対応も含めた加害者対応が要るとは思っています。ですので、ワン・サイズ・フィッツ・オールは、今、先生が御指摘のように、実に多様にあるので、今はまだ断片的にしか言えないのですけれども、精査していきたいと思っています。御指摘のように、オールの度合いは加害者の分類にとっては大事かと思いました。

○小西会長 ありがとうございます。

他にございませんか。

それでは、特に御説明に関する質疑や御意見に限らず、全体として意見交換に移りたいと思います。どうぞ御自由に御発言ください。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 可児先生がおっしゃっていた被害者のニーズに合った多様な保護命令が必要なのではないかということについて、DV法の保護命令は裁判所が発令し、ストーカーについては警察ですよね。それをどちらかにするというのではなくて、ミックスするという選択肢はないのでしょうか。他の国では、警察官が臨場して、その場では警察官が暫定的な命令を出す、しかし、その後は裁判所で審尋が行われてという制度があると思うのですね。だから、DVについての保護命令もそのように警察が出せるものと裁判所が出せるものと分けた制度はあり得ないのかなと思ひまして、法律の専門家でいらっしゃる可児先生と井田先生がどうお考えになるのかと思ひまして、伺いたいと思ひました。

○小西会長 いかがでしょうか。

それでは、可児先生、いかがですか。

○可児委員 今、納米委員が言われたような、例えば、現場に赴いた警察が簡単に暫定的な命令を出す、その後、その保護命令の申立てを被害者がする場合には裁判所にするみたいな形で上手く関連付けてやっていくことは、制度としてはあり得ないわけではないと思います。アメリカとか、諸外国にはそんな形で赴いた警察官がぱっとチェックをして本当に短期間の命令を出すような制度もあるとは聞いているので、その辺は何か上手くできないかとは思ったりします。その場合は、警察が赴いたときの命令の効力を果たしてどれだけの期間にすべきなのかとか、その後の裁判所の命令との関係をどう捉えるべきなのかとか、色々と整理しなければいけない問題はありますが、そういった制度が本来は求められると思います。

○小西会長 ありがとうございます。

井田委員、何かあればお願いします。

○井田委員 私が思い出しますのは、そもそもストーカー行為等規制法ができるときに、警察本部長に警告を出す権限を認めたり、公安委員会に禁止命令を行う権限を与えることに対して、当時は相当の批判があったことです。むしろ司法機関たる裁判所に行わせるべきだということです。そうした批判を反映してか、制定当初は、禁止命令の発令も少なかっ

たのが、それから20年が経過して、年々かなり大幅に増加しているという現状があります。今はある程度警察にお願いして権利保護のために動いてもらわなければならないという雰囲気が強くなってきており、警察はその間に信頼を得てきたということがあると思います。そういう流れで見ますと、たしかに、これまでもっぱら裁判所に発令させてきたDV防止法の保護命令のある部分を警察に担わせるということは検討に値するのかもしれませんが。すぐにアイデアが出なくて申し訳ありません。

○小西会長 ありがとうございます。

納米委員、よろしいですかね。

どうぞ。

○井田委員 私の方から、中村委員にお尋ねしたいことがあります。幾つかあるのですが、5ページに加害者プログラムとあるのですが、同じ暴力的な傾向を持つ人の中にも、先生もおっしゃったように、色々なタイプがあると思うのです。例えば、通常の常習的な粗暴犯といいますか、暴力的な犯罪に繰り返し出るような人たちと、DVを行うような人たちとは随分違うタイプに属する感じがいたします。そういう数種のタイプの人たちにもこのプログラムは対応したようなものになっているのかどうか。つまり、こういう種類の犯罪者にはこのところを強調してやり、他方、ここは緩くやっていく、これに対し、こういう犯罪者たちに対してはここを重点的にやる、というような感じの、色々な類型に応じた、言わばサブのプログラムがいくつもできるような内容のものになっているのかどうかというのが一つです。

次に、先ほどの山田委員の御質問とも関係するのですが、もしこれを現行の法システムの中に組み込んでいくとすると、大きな問題が出てきます。どうやって対象者に動機付けを与えるかということです。山田委員がおっしゃったような、少しレベルの高い人は「行きなさい」と言えば行くのでしょうけれども、そういうモチベーションを持たない人にどうして動機付けを与えるか、さらにはそれを法的に義務づけられるかということ、相当に難しい問題になってくるのではないかという感じがあります。例えば、刑務所の中で処遇をします。処遇のために色々なプログラムに参加させる。ところが、有力な意見の中には、そういうものを受刑者に義務づける、参加を強制するというのは、国家による洗脳だ、けしからぬという考え方もあるのです。ご紹介いただいたプログラムは、おそらくは嫌々ながら参加させたのでは効果もないわけですね。そうすると、ある程度その気にさせなければいけないわけで、その気がない人に、どういう風に動機付けを与え、さらに、積極的に参加してもらえるのかを考えたときに、はたしてどういうやり方があるのかということに私は関心があります。

さらにもう一つは、もうちょっと直截に、薬物などを使う、薬物でもって暴力的な傾向を抑え込むというのは随分外国でやられていると思うのですが、その点についてももし何か御知見があればお教えいただきたいと思います。その先に行くと、今度はGPSでもって行動を監視してしまうというところまでいくのでしょうけれども、そのあたりの問題

についてお教えいただければと思います。

○小西会長 中村委員、いかがでございますか。

○中村委員 ありがとうございます。

議論すれば、時間がどれだけあっても足りないような質問です。今、レジюмеに書いたプログラムのところでいうと、一般的な矯正や犯罪心理学レベルで言われているものと虐待に対応するものとDVに対応するものが、それぞれ1～6まで少し混在した形で書いてあります。私としては、一般的な粗暴な人たちというよりも、家族、親あるいは友人などの親密な関係性、IPVと呼ばれるものに対応するところにそれぞれ有益ではないかと思って書かせてもらっているのです。ですので、詳細は説明できませんでしたが、特に4番目のダルースモデルが著名なので、ここは被害者アドボケイトの人たちが作ってきたものなので、ここら辺が基本になりつつも、活かせるものは全部活かしていくという形で、ハイブリッド型と書かせてもらいました。詳細の説明が本当は必要なところなのですが、そういう風に一旦御理解いただいて、全くの通り魔的な犯罪は当然違いますので、IPVを前提にしているところで共通なものを括っていければと思っています。

動機付けは確かにそうで、でも、ここら辺は制度デザイン的に言うと、例えば、ダイバージョンのような形で議論があったところと国家主導型のプログラムとの関係付けをどうするかは議論が要るので、制度設計上の動機付けの話と、実際は内面的な動機付けみたいな形で、先ほど5のところで紹介したのは、暴力を振るう人も不健康なのですね。暴力を振るう人も不健康なので、組織的暴力団などに向かう人たちは背景に格差の問題がどうしてもあるので、生活支援の話と内発的な意識付けのレベルと制度設計上の話という形で、動機付けを3つぐらいに分けながら体系化していったら良いかとは思っています。あとは、プログラムの中でどのように動機付けをするかというのは、それこそ人材育成でプロとして脱暴力をどうするかということに向かう、少年院とか刑務所では心理技官も結構やっていますので、その知見を応用したいなと思っています。

薬物依存の人たちは、まさに先生が御指摘のように、もう少し内面的な心理臨床的な作業が要る人たちなのですね。これはこれで、またドラッグコートとか、別の仕組みで、動いていけるものと連動できたら良いなとは思っています。

取りあえず、簡単ですけども、3つ、以上です。

○井田委員 1つだけ。私が薬物ということを上上げたのは、薬を飲ませて暴力的傾向を抑え込むことは考えられないのかということです。

○中村委員 そういうタイプの話ですね。

それは性犯罪の矯正施設の中での処遇であったことはあるのですが、今、一般の社会内処遇でやっている虐待とDVの加害者として会ったことが私はまだないので、そこにはまだアイデアが出てきません。

○小西会長 ありがとうございます。

この点について、何か他に御意見はございますか。

お願いします。種部委員。

○種部委員 別件ではあるのですけれども、よろしいでしょうか。

意見として事前に出していなかったのですが、これまでの専門調査会で色々通報とか保護命令の要件の見直しということを出していたので、そこに尽きるのですけれども、一旦自立に向かう入口のところでの精神的なケアに対しての仕組みが何もないと思うのですね。

例えば、私はこの間ケースを見ていて気がついたのですけれども、配偶者暴力相談支援センターに行かれた後に精神科に受診しようと思ったとき、生活保護を取ってしまえば措置医療になりますし、例えば、お子さんでしたら、児相に入っている間は、措置医療の形で、無料で診療を受ける、治療を受けることができるのですが、女性が保護された後、本人が無保険だったり、あるいは、保険があったとしても自己負担が発生するのですね。それに対して、お金を全く持ち合わせていないときは、女性相談センター、一時保護所の負担になります。これでは十分に精神科に受診させてあげたいと思っても、負担としてはすごく大きいだらうなと思っていました。その後、今度は出口として、一時保護所を出た後に精神障害で年金を受けることができると思うのですけれども、障害年金を受けていると、今度は児童扶養手当を併給できなかつたり、とにかく精神的なケアをすると損をする。ケアを受ける仕組みが、形として、それに対するお金がついていない。十分なケアをして心を充電しないと、自立にはつながらないと思うのです。それが女性相談センターに再度戻ってくる理由になっていると思うので、精神的なケアに対して、例えば、助けを求めたとき、そこから自立に向かうまで、自立した後も定期的な見守りも必要ということで、きちんとしたロードマップがないことを述べるのを忘れていたと思ったので、補足させていただきます。

もう一つ、先ほど御意見があった中で、ほとんどの地域で要保護児童対策地域協議会のケース会議に現実的には呼ばれていないですよ。こんなに良いチャンスであるにも関わらず、入れてもらえない。特に、これは地方によって運用が違うのかもしれませんが、配偶者暴力相談支援センターであれば公的な機関は入ることができますが、先ほどのような民間シェルターでお母さんが一時保護の委託を受けてそこに入っていた、その段階で何とか支援につながっていれば良かったのですけれども、結局、そのまま帰ってしまつて重大な虐待事件に発展することがあると思うのですね。民間はなかなか要保護児童対策地域協議会のケース会議には入れてもらえない。おそらく、児相の職員の方たちの意識とDVに対する意識の低さなのではないかと思うのですが、民間との情報共有というところで、せっかく民間シェルターを活用しようとか、見直しがかかっているのであれば、保護の時点、安全管理のところから民間を入れていただくような仕組みに変える必要があると思っていました。

もう一点、最後です。先ほどからもお話が出ていましたが、逃げないと利用できない制度というところは系統的に見直したほうが良いと思っています。例えば、公営住宅に入居するときに、保護命令が出ていたり、離婚すれば入れるという条件を設けている自治体が

あります。そうすると、自立支援に行こうと思っても、離婚が成立しないと駄目とか、保護命令を出してもらえなかったから公営住宅に入居できないとか。運用上の問題だと思うのですが、全国で温度差は多少あれども、使えるはずのもので使えていないもの、特に、保護命令を出さなくてはいけないとか、離婚しなくてはいけないとか、そういう条件があるものを探し、少し課題を整理する必要があると思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

他に御意見はございますか。もし大丈夫でしたら、今日は自分がしゃべる時間はないと思っていたのですが、ちょっとだけ先に話させていただきますと、保護命令の対象を拡大するに当たっては、おそらく、精神障害の診断とか、今種部先生が言われた中長期の精神的なケアの問題、その辺が非常に大きくなってくると思います。

精神科の現場から言いますと、心理的な虐待は深刻な影響を与えます。例えば、就業できるところまでに回復するには非常に長い時間がかかったりします。私も対象を拡大していただくことはありがたいと思っています。

全体として健康に回復するというモデルを考えると、具体的にどうやって障害を診断していくかというのかなり難しいのですね。DVはたくさんの障害が一緒にあったりすることもありますし、加害者の問題もやはりトラウマの問題などがある人や虐待などがある人が多いわけです。そういう点では、精神科における暴力の被害についての診断技術あるいは支援の仕方も一緒に考えていただく必要があると思っています。

途中で口を挟んでしまって、すみません。

続きまして、木幡委員、どうぞ。

○木幡委員 先生方からの貴重なお話、本当にどうもありがとうございました。大変参考になりました。

私は、この分野において何の専門家というわけではないのですが、ちょっと違った視点になってくるかもしれませんが、2つ、意見を述べさせていただきたいと思っています。

まず、以前から、加害者を減らすこと、これが非常に重要ではないかと考えています。当たり前ですが、生まれたときから性犯罪者の人はいないですし、生まれたときからDV加害者やストーカーの人はいないわけで、育った環境とか、もしかしたら社会の無関心がこういう人たちを生んでしまっているのではないかと考えております。ですから、これは限られた人の問題ではなくて、もっと広くみんなの問題と考えてもらえるような意識付けが必要になってくるのではないかと。

例えば、虐待されているようなお子さんを見かけたとしたら、そのとき、自分は何ができるのか。声をかけてあげること、それが怖ければ相談窓口で電話をしてみるというものもあるかもしれませんが、暴力を減らすことに社会全体が関与できる。昔はもしかしたらあったかもしれないコミュニティーのようなものをもう少し再生させて、社会の機能全体を使って減らすといったことも少し視点として入れていっても良いのではないかと考えます。

先日、中野区のパティシエの女性が元交際相手に刺殺されたという痛ましい事件がございましたね。その女性は、昨年5月に男性から殴られたということで警察に相談して、その後、警察は毎月その女性にちゃんと連絡して、大丈夫ですか、どうですかと言っていたと。ところが、今年4月に、今後の連絡は不要ですと女性が言ったと。そしたら、この8月に殺されてしまったということなのですね。何が言いたいかという、被害者が言っている「大丈夫です」は、本当に大丈夫なのかという点ですね。

現場で被害者の方に対応する方は、豊富な経験値から予測して、本人が大丈夫だと言ったとしても本当に大丈夫なのかなと気にかけてほしいし、継続して守っていく意識を持ってほしいと思っていますので、決して本人が言う「大丈夫です」をケアの終了にしないでほしいなと思いました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 度々発言して、すみません。

すごくテクニカルなことなのですが、電話相談の番号の問題です。性犯罪は「#8103（ハートさん）」ですよね。虐待は「189（いちはやく）」ですよね。でも、DVについては覚えられないのですね。なので、少なくとも覚えられる番号にしてほしいというのが一つと、この3つを分けておく必要はあるのでしょうか。どこかにかければそこから振り分けられるとか、そういう風になると覚えるのは1つで済むと思いました。

○吉田暴力対策推進室長 10月からDVも性暴力も4桁の番号を導入したいと思っています、今、準備を進めております。私も、DVについてずっと10桁で覚えにくいなと思っていましたので。

○小西会長 そういうことでございました。

それでは、そろそろ時間になりましたので、なかなか全部のことは尽くせない、大変複雑な要素が沢山あるということはよく分かりましたけれども、今日の御意見に基づいてまた進めていきたいと思えます。活発な御意見を本当にありがとうございます。

それでは、今後の予定等につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 今後、来年の3月に向けて報告書をまとめていくことになりますけれども、当面は様々な関係者からお話を聞いていきたいと思っています。

次回、9月30日の午後を予定しておりますけれども、海外のDVの取組はどうなっているかという法律や制度的なものとか、先ほど台湾とかイギリスがどうなっているかと質問もありましたが、そういった様々な国等のことについてお話しただける有識者の方に何名かお越しいただいて、色々な海外の取組を紹介していただきたいと思っています。その後、地方公共団体とか現場の民間団体などのヒアリングとか、あとは、関係省庁からこれまで出てきた意見についてどう考えるかなどをヒアリングした上で、取りまとめを行っていきたくて考えてございます。

以上です。

○小西会長 それでは、以上をもちまして、第108回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。